

## トアロード地区・景観形成市民協定書

### (目的)

第1条 この協定は、第3条に定める区域内において、建物や敷地の整備ならびにこれと関連する事項を地元関係者間で協定し、地区固有のまちなみ景観をまもり、そだて、ひいては地区の総合的環境の向上に資することを目的とする。

### (名称)

第2条 この協定は、トアロード地区・景観形成市民協定（以下「協定」という。）と称する。

### (協定の位置及び区域)

第3条 この協定の対象となる地区（以下「地区」という。）の位置及び区域は以下のとおりとする。  
神戸市中央区山本通3丁目及び北野町4丁目より南で、三宮町2・3丁目より北のうちトアロード沿道25mの範囲

### (まちの将来像)

第4条 地区の目標とするまちの将来像は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 品格と魅力があり、花と緑のあふれる美しいまち
- (2) 国際性をもつファッションナブルなまち
- (3) 世代をこえてつどえるまち

### (まちなみづくりの基本方針)

第5条 地区のまちなみづくりの基本方針は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 商業機能、文化・情報・交流機能、居住機能が調和しつつ共存する中で、複合的・総合的な環境向上をめざす。
- (2) 歴史や立地条件等の地域特性に配慮したまちなみづくりを推進する。
- (3) ものづくりとルールづくりの両面から、住民、企業、行政が協働して個性あるまちなみづくりに取り組む。

### (建築物等の用途の制限)

第6条 次に掲げる用途の建築物等を建築してはならないものとする。

- (1) パチンコ屋、ゲームセンター、場外車・馬・船券売場その他これらに類するもの
- (2) 個室付浴場業、テレホンクラブ、ラブホテルその他これらに類するもの
- (3) 反社会的な組織、団体その他これらに類するものの事務所等

### (まちなみ景観への配慮)

第7条 建築物等の新築、増築、改築、撤去、大規模の修繕、宅地の造成その他の土地の形質の変更、その他まちなみ景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為をするものは、別表1に示すまちなみ形成のルールに適合するよう努めるものとする。

(敷地の緑化)

第 8 条 協定者は、自己が所有もしくは管理する敷地の緑化に努めるものとする。

(その他の活動)

第 9 条 協定者は、地区内の清掃活動や緑化運動等、美しいまちなみを形成・維持するための活動を互いに協力して推進するものとする。

(委員会)

第 10 条 協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は「トアロード地区まちづくり協議会」役員会があたるものとする。

第 11 条 委員会に次の役員を置く。

委員長	1 名
副委員長	若干名
会計	1 名
事務局	若干名

2 委員長、副委員長、会計、事務局はそれぞれ「まちづくり協議会」の会長、副会長、会計、事務局が兼務する。

3 委員長は、委員会を代表し、協定運営の業務を総括する。

4 副委員長は、委員長に事故あるときはこれを代理する。

5 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

6 事務局は、委員会の事務を掌理する。

第 12 条 協定者は第 7 条に係わる行為をするにあたっては、事前に委員会に相談し、委員会は建築活動等の計画内容が本協定に適合することを確認することとする。

(有効期間等)

第 13 条 協定の有効期間は 5 年以上とし、協定者の総意を計った上で、委員会が定める。

2 この協定について変更する必要があるとき、又は新たに定める必要があるときは、第 1 項に準じた取り扱いとする。

(付 則)

第 14 条 この協定は、平成 9 年 4 月 28 日より有効とする。